

## 災害時におけるストーマ用装具の供給及び保管等に関する協定書

東温市（以下「甲」という。）と株式会社アスティス（以下「乙」という。）は、災害時の避難生活におけるストーマ用装具の供給及び保管等に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、本市内における大規模な地震や風水害等の災害により、避難生活においてストーマ用装具及びそれに付随する用品一式（以下「装具」という。）が必要な者（以下「オストメイト」という。）に対し、速やかに装具を提供すること並びに平時における防災啓発事業及び防災訓練等への協力を行うことにより、災害時における迅速な支援及び防災訓練等の活動を通じた連携体制の確立を目的とする。

### （協定の内容）

第2条 本協定の内容は、次のとおりとする。

- （1） 災害時における装具の支援
- （2） 平時における防災啓発事業及び防災訓練等への協力

### （対象者）

第3条 本協定の対象者は、次のとおりとする。

- （1） 甲の区域内に住所を有し、災害において、装具の不足、紛失又は破損により、保有又は保管する装具が使用できなくなったオストメイト
- （2） 甲の区域内に観光や仕事等により来市又は滞在している者で、災害により帰宅困難となり、所持している装具の不足、紛失又は破損により、保有又は保管する装具が使用できなくなり、甲があらかじめ指定する避難所（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項に規定する指定避難所をいう。）及び応急仮設住宅に避難しているオストメイト
- （3） その他市長が必要と認める者

### （連携及び協力事項）

第4条 甲が乙に支援を要請するときは、口頭又は電話等により行い、その後、要請文書を遅滞なく乙に提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を甲から受託したときは、その可否を判断し、その旨を甲に伝えるとともに、できる限り速やかに装具を必要数指定された場所（避難所等）に供給できるよう努めるものとする。

### （暴力団等による不当要求行為の排除）

第5条 乙は、本協定の履行に当たって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）、暴力団関係者（同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下この条において同じ。）その他不当要求行為（不当又は違法な要求、妨害行為その他協定の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。以下この条において同じ。）を行う全ての者（次頁において「暴力団等」という。）から不当要求行為を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、本協定の履行に当たって、暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、その旨を速やかに甲に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出しなければならない。

### （秘密の保持）

第6条 乙は、本協定の履行に当たって知り得た秘密を守らなければならない。本協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、甲が所有するデータ及び資料（次項において「データ等」という。）を甲の許可なく複写し、又は複製してはならない。

3 乙は、データ等を本協定の履行目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。  
（個人情報の保護）

第7条 乙は、本協定の履行に当たって必要な個人情報の取扱い及び管理は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等を遵守しなければならない。

（平時の備え）

第8条 甲及び乙は、本協定を円滑に履行できるよう、あらかじめ本協定に関する担当部署を定め、平時から必要な情報を相互に連携及び協議しておかなければならない。

（経費の負担）

第9条 本協定における装具の供給及び保管に関する費用（装具費、保管料、交通費又は送料等）は、乙の社会貢献の一環として、乙の負担とする。

（支援期間）

第10条 甲が乙に本協定に基づき依頼する期間は、災害発生時から第3条第2号に規定する、甲があらかじめ指定する避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、甲より乙に対し、支援期間の延長依頼があった場合は、甲及び乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第11条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1カ月前までに、甲又は乙から文書による終了の申出がない限り、協定期間を1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

（疑義の決定）

第12条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲及び乙の間において協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、それぞれ1通を保有する。

令和8年 2月17日

甲 愛媛県東温市

東温市長

加藤 章

乙 愛媛県松山市高野町甲1番地1

株式会社アスティス

代表取締役

神宗 仁